平成２５年（フ）第２４８号
群馬県前橋市関根町２丁目14番地18　安心館さくら210号
債務者　田中　乕士
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７４８号
千葉県市原市中高根1359番地の８
債務者　齋藤　政雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
愛知県一宮市浅井町尾関字上り戸57番地　パセオ・プラシード１Ａ
債務者　太田　好記
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９６号
愛知県稲沢市田代２丁目19番17号
債務者　山村　正義
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９９号
愛知県一宮市大赤見字西川垂75番地２
債務者　柴田　達宏
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３００号
愛知県一宮市大赤見字西川垂75番地２
債務者　柴田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７２９号
京都市伏見区淀新町122番地４
債務者　岩城　　彩（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
京都市西京区川島寺田町15番地２　Ｉビル300号室
債務者　諏訪　章裕
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５１号
京都市中京区西ノ京内畑町26番地
債務者　一筆　文代
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６１号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　３棟305号
債務者　西村　省三
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６９号
京都市西京区大原野西境谷町３丁目６番地２棟504号
債務者　安田　重信
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４１号
京都府八幡市八幡森垣内31番地の１
債務者　中山　康子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６２号
京都市西京区樫原前田町11番地１、前住所京都市南区上鳥羽北村山町78番地　ハチセ上鳥羽ハイツ６Ａ
債務者　池田　幸雄（旧姓大空）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
京都市下京区醒ヶ井通仏光寺下る荒神町467番地　グラン・シティオ京都四条501号
債務者　折田小映理
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９４号
京都府長岡京市久貝３丁目２番26号　西ノ丘ハイツ305
債務者　小笠原春代
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目１番70号、前住所福岡県久留米市津福本町225番地１　メゾンドパラージュ605号
債務者　江良　智文
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０８号
北海道室蘭市白鳥台１丁目32番７号
債務者　松本　国彦
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係